

2018年4月2日

日本鉱業協会

## 日本鉱業協会会員会社の非鉄金属製錬所におけるグリーンリスト対象物の 適正処理とトレーサビリティ確保に関するガイドライン

### 1. 主旨

平成29年6月の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下バーゼル法)の改正により、非OECD加盟国からの輸入に関してグリーンリストにカテゴライズされたものが、適正な処理が行われる施設に搬入されることを前提として、輸入手続きが簡素化されることが決定された。

しかしながら、海外の一部や、国内でも十分理解されないまま、「日本は手続き不要」と認識されることで、不正な取引に利用され、国・業界としての信用を落とす懸念が考えられる。このため、適正な施設に搬入されることをトレースできる仕組みが必要である。

日本鉱業協会(以下協会)では自主活動として適正な処理とトレーサビリティ確保に関する非鉄金属製錬所のガイドラインを以下のように設定した。

本ガイドラインはOECD加盟国、非加盟国を問わず、グリーンリスト対象物を輸入する際に適用される。

### 2. 用語の定義及び必要事項

#### 1) 当該製錬所

協会会員会社(子会社、関連会社を含む)の国内事業所であってE-scrap等のグリーンリスト対象物から銅、金、銀などの有価金属を国内法を順守して適切に回収できる設備を持ち、且つ適切な処理実績が3年以上継続している事業所をいう。

#### 2) 当該前処理事業者

当該製錬所で処理を行う前に破碎、選別、焼却等の前処理を行う国内事業者を言う。国内法を順守して環境に配慮した前処理を行い、当該製錬所と契約し、取引先コードを交付されていること。

#### 3) 当該商社

当該製錬所又は当該前処理事業者向けの原料を調達するため、海外に出向き商取引を行う事業者を言う。国内外を問わず、法令を遵守し、環境に配慮した収集運搬を行い、当該製錬所と契約し、取引先コードを交付されていること。

#### 4) 取引先

商社、国外取引先、前処理事業者等当該製錬所と直接、間接に取引関係にある事業者をいう。

- 5) 国  
経済産業省及び環境省をいう。
- 6) 権限のある当局 (CA: Competent Authorities)  
バーゼル条約第2条6で定義される行政機関などの国を代表する権限ある組織を差し、日本においては環境省をいう。

### 3. 実施事項

- 1) 当該製錬所は協会に本ガイドラインを遵守する旨文書で申告し、処理設備（有価金属回収設備、排水・排ガス・残渣処理設備等）を適切に管理するとともにトレーサビリティ確保に取り組む。
- 2) 当該製錬所は当該商社等取引先との契約書に本ガイドライン遵守の記載をする。
- 3) 協会は各当該製錬所に製錬所コードを発行する。
- 4) 当該製錬所は海外に出向き商取引を行うもの（自社・商社を問わない）に取引先コードを発行するとともに製錬所コードを開示し、各コードを記載した証明書を発行する。
- 5) 海外に出向き商取引を行うものは国外取引先に証明書で日本において処理されることを提示する。
- 6) 海外に出向き商取引を行うものは E-scrap を輸入する際、輸入統計の精度を高めるため、国外取引先に HS コード 7112.99-000（銀のくず（銀を貼った金属のくずを含む）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの）での手続きを要請する。
- 7) 当該製錬所は協会に前年度の環境リサイクル事業の実績及びグリーンリスト対象物輸入量の実績を報告する。
- 8) 協会はこれを「環境事業の現況」に取り纏めて毎年国に報告する。
- 9) 当該製錬所及び国内外取引先は出荷案内書、受領書、輸送依頼書等、物の流れを証明する書類に製錬所コード及び取引先コードを記載する。これらの書類は3年間保存し、国の求めがあれば提出する。
- 10) 商取引が成立後、当該製錬所及び海外に出向き商取引を行うものは、海外および国等から照会があった内容については真摯に対応する。例えば当該製錬所は輸出者及び海外の権限のある当局（CA）に処分完了通知を送付する。<sup>1)</sup> また外部認証機関等からの最終処理に関する問い合わせに対して処分完了通知を送付する。
  - 11) 協会は環境事業の現況をホームページに掲載し、データを毎年更新する。
  - 12) 当該製錬所は取引先コードの使用状況を1回/年確認し、使用しない場合は返納させる。
  - 13) 協会は製錬所コードの使用状況を1回/年確認し、使用しない場合は返納させる。
  - 14) 当該製錬所は新たな商社と取引を開始する際、取引先調査<sup>2)</sup>で信頼性が確保され

るまでトライアルコードで対応し、その間は各社規程に従い取引を行う。

- 1 5) 自分たちが発行していないコードの使用など不適切な事例が発見された場合は速やかに協会に報告する。協会は国に報告する。  
協会は当該製錬所に対し当該取引先との取引停止を要請するとともに、関係者へ情報を開示し注意喚起を行う。
- 1 6) 本ガイドラインは協会 HP に掲載し公開する。
- 1 7) 商社及び海外取引先が子、孫、ひ孫等複数存在するケースでも取引書類には当該製錬所から最初に発行された製錬所コード、取引先コードを使用する。
- 1 8) 当該製錬所が国内法に違反し、不適切な処理を行っていたことが判明した場合、協会は発行した製錬所コードを取り消す場合がある。

注1) 但し、バーゼル法では輸出国側からの移動書類の発出が無い場合、処分完了通知は不要である。

注2) 取引先、取引フロー調査項目例としては取引先の反社会勢力との関係、外国公務員への贈収賄防止、現品の適正納入等がある。

#### 4. ガイドラインの定期的な点検・整備

本ガイドラインは、協会再資源化部会において少なくとも1回/年の点検を行い、協会は必要に応じて改正を行う。また、ガイドラインに定めのない事項については、協会において別途協議・検討を行う。

(本ガイドライン制定・改訂)

2018年 2月15日制定